

第4 消防用設備等の設置単位について

1 防火対象物に係る消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については、特段の規定（政令第8条、第9条、第9条の2、第19条の第2項、第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地でないこと。

※① 棟とは、原則として独立した一の建築物（屋根及び柱若しくは壁を有するもの）又は独立した一の建築物が相互に接続されて一体となったものをいう。

② 本基準に適合する場合は原則として政令別表第1の適用にあたって別の防火対象物として扱うものであること。

2 建築物と建築物が渡り廊下（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）又は、洞道（換気、暖房又は冷房の設備の風道、給配水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものを敷設するためのものをいう。以下同じ。）により接続されている場合は、原則として1棟であること。

ただし、消防安第26号（昭和50年3月5日）の通知による渡り廊下、風洞で接続されている場合の別棟扱いの要件に適合する場合は、別棟として扱うことができるものであること。

3 政令第8条については、消防予第53号（平成7年3月31日付け）及び消防予第226号（平成7年10月20日付け）の通知によるものとする。なお、貫通する配管については、消防防災用設備等性能評定委員会（(財)日本消防設備安全センターに設置）において性能評定されたもの、又は、次の表（第4-1表）に適合する場合は、「開口部のない耐火構造の床又は壁による区画」と同等とみなす。

4 共同住宅等の特例基準による区画については、消防予第53号（平成7年3月31日付け）、消防予第226号（平成7年10月20日付け）及び消防予第145号（平成8年7月17日付け）の通知によるものとし、貫通する配管については、(財)日本消防設備安全センターの性能評定されたもの、又は、次の表（第4-2表）に適合する場合は、「開口部のない耐火構造の床又は壁による区画」と同等とみなす。

第4—1表 配管が令8区画を貫通している場合の政令第8条の適用

配管材質	令8区画を貫通している場合の適用の条件		
鋼 鉄 管	<p>当本部において、政令第8条の区画を貫通する鋼管及び鋳鉄管は、次により取り扱うこと。ただし、多数の配管が集中する場合を除く。</p> <p>1 鋼管及び鋳鉄管を使用する範囲 令8条を貫通する部分及びその両側1m以上の範囲は、2に掲げる鋼管及び鋳鉄管とする。</p> <p>2 鋼管及び鋳鉄管の種類 令8条を貫通する鋼管及び鋳鉄管は次のものであること。</p> <p>ア 鋼管 J I S G 3442 (水道用亜鉛めっき鋼管), J I S G 3452 (配管用炭素鋼鋼管), J I S G 3454 (圧力配管用炭素鋼鋼管), J I S G 3448 (一般配管用ステンレス鋼鋼管), J I S G 3459 (配管用ステンレス鋼鋼管) に適合するもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものであること。</p> <p>イ 鋳鉄管 J I S G 5525 (排水用鋳鉄管) 又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものであること。</p> <p>3 その他 令8条を貫通する鋼管及び鋳鉄管が貫通部から1m以内となる部分の排水管に衛生機器を接続する場合は、次によること。</p> <p>ア 衛生機器の材質は不燃材料であること。</p> <p>イ 排水管と衛生機器の接続部に使用する塩化ビニル製の排水ソケット及びゴムパッキンは、不燃材料の衛生機器と床材料で覆われていること。</p>		
塩化ビニル管	適用できない		
	呼称寸法 (m)	材 質	そ の 他
繊維補強軽量モルタル被覆塩化ビニル管	40～150	硬質塩化ビニル管 (J I S K 6741) の外周を繊維補強軽量モルタルで被覆したもの。	照会、質疑等で認められているものに限る。ただし、多数の配管が集中する場合を除く。
繊維強化モルタル被覆硬化塩化ビニル管	"	硬質塩化ビニル管 (J I S K 6741) の外周を繊維強化モルタルで被覆したもの。	
繊維補強モルタルビニル二層管	"	硬質塩化ビニル管 (J I S K 6741) の外周を繊維補強モルタルで被覆したもの。	

4 その他

防火対象物の接続がその特殊性から前2に掲げる方法によりがたいもので、火災の延焼拡大の要素が少なく又は社会通念上から同一の防火対象物として扱うことに不合理を生じるものについては、防火対象物ごとに検討するものであること。

第4—2表 配管が共住区画を貫通している場合の工法

配管材質	用途	特例基準の適用の条件
<p>鋼管 (塩化ビニルライニング鋼管を含む。)</p> <p>铸铁管 (床埋設排水とラップを含む。)</p>	<p>給水管 配水管 通気管</p>	<p>当本部において、共住区画の区画を貫通する鋼管及び铸铁管は、次により取り扱うこと。ただし、多数の配管が集中する場合を除く。</p> <p>1 鋼管及び铸铁管を使用する範囲 共住区画を貫通する部分及びその両側1m以上の範囲は、2に掲げる鋼管及び铸铁管とする。</p> <p>2 鋼管及び铸铁管の種類 共住区画を貫通する鋼管及び铸铁管は次のものであること。</p> <p>ア 鋼管 J I S G 3442 (水道用亜鉛めっき鋼管), J I S G 3452 (配管用炭素鋼鋼管), J I S G 3454 (圧力配管用炭素鋼鋼管), J I S G 3448 (一般配管用ステンレス鋼鋼管), J I S G 3459 (配管用ステンレス鋼鋼管) に適合するもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものであること。</p> <p>イ 铸铁管 J I S G 5525 (排水用铸铁管) 又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものであること。</p> <p>3 その他 共住区画を貫通する鋼管及び铸铁管が貫通部から1m以内となる部分の排水管に衛生機器を接続する場合は、次によること。</p> <p>ア 衛生機器の材質は不燃材料であること。 イ 排水管と衛生機器の接続部に使用する塩化ビニル製の排水ソケット及びゴムパッキンは、不燃材料の衛生機器と床材料で覆われていること。</p>
<p>銅管</p>	<p>給湯管 冷媒管</p>	<p>1 石綿ケイ酸カルシウム板によってスラブ下面(貫通部周囲、管径の2倍以上)を保護すること。 2 スラブ上面から250mmまでの範囲の鋼管をグラスウール(厚さ25mm)で被覆すること。 3 スラブ上下面100mm以内の範囲には耐火構造以外のものを設けないこと。 4 スラブ上下面いずれからも点検できること。</p>
<p>繊維補強軽量モルタル被覆塩化ビニル管 繊維強化モルタル被覆硬化塩化ビニル管 繊維補強モルタルビニル二層管</p>	<p>給水管 配水管 通気管</p>	<p>1 貫通部、接続部を含め一体的に施工すること。 2 区画を貫通しない洗面器流し台等の付属管については、塩化ビニル管(フレキシブル管)の使用は認める。</p>
<p>硬質塩化ビニル管 (VP管)</p>	<p>給水管 配水管</p>	<p>建設省告示(平成12年第1422号)に適合すること。 浴室、便所等の排水管で、パイプシャフトに至るまでの間、耐火構造のスラブに埋設され、かつ、その長さが1m以上である場合に限る。</p>
<p>備考</p>	<p>貫通部において、配管は著しく集中しないものであること。</p>	